

(仮称) 板橋区交通安全計画 2020(平成 28 年度～32 年度)の素案について

1 本計画の位置づけ

交通安全対策基本法に基づき、国や東京都とともに、区も 5 年ごとに計画の策定を求められている。区の計画を作成する際に参考とする都の計画の発表が今年 5 月となったため、区は裏面のスケジュールに基づき、年度内に発表する予定である。

なお、本計画の名称を「**板橋区交通安全計画 2020**」～**交通事故死者数ゼロを目指して**～とし、第 9 次交通安全計画に位置付ける。計画期間は、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間とする。

また、今回の計画では、期間内の数値目標と、重点課題と課題に対する施策を第 1 部に、関係機関と各部署の取組を第 2 部として作成する。

2 第 1 部 計画の目標と重点課題

(1) 本計画の特色

本計画では、「交通事故発生件数の減少」と、近年一桁が続いている「**交通事故死者数ゼロ**」とすることを強く区民にアピールし、区と区民が一体となって交通安全施策に取り組むこととした。

(2) 計画の目標(数値目標)

- ① 「平成 32 年末までに、年間の交通事故発生件数を 1,000 件以下にし、自転車を含めた、交通事故死者数をゼロにします。」
- ② 「平成 32 年末までに、年間の自転車交通事故発生件数を 350 件以下にします。」

(3) 課題の設定と取組

① 重点課題 [1] 「自転車の安全利用の推進」

平成 27 年 6 月に道路交通法が改正され、自転車の危険行為や危険運転に対する取締りが本格的に動き始めた。この機会に区としても、全ての年齢層に自転車ルール推進やマナーの向上について周知を図ることを課題とした。

関連して、以下の施策等に取り組む。

ア. 区民による交通ルールの遵守と正しい交通ルールのマナーの実践 **イ.** 交通関係団体、ボランティア、事業者等による交通安全の実践 **ウ.** 行政(区・警察)による自転車安全利用推進のための施策 **エ.** 自転車の整備点検と保険の加入促進 **オ.** 自転車ヘルメットと反射材の普及促進 **カ.** 自転車道の整備計画 **キ.** 自転車駐車場の整備等

② 重点課題 [2] 「高齢者の交通安全の確保」

交通事故死者数の半数を占める高齢者は、その8割が歩行中及び自転車によるもので、それも自宅付近で多く発生している。しかも、横断通行してはいけない場所を渡るなどの交通法規違反を自らが行い事故になることが多い。

また、近年目立つのは、自動車操作ミスや逆走である。このように、運動・判断能力が衰えた高齢者に対する交通安全意識の普及等が課題である。

関連して、以下の施策等に取り組む。

ア. 高齢者に対する交通安全教育 **イ.** 交通安全区民大会の実施 **ウ.** 区内警察署や各交通安全協会の取組 **エ.** 高齢歩行者の安全対策 **オ.** 見やすい道路標識の設置 **カ.** 夜間の交通事故防止 **キ.** 高齢者の運転免許証自主返納

3 第2部 関係機関・部署の取組

各関係機関と部署の取組を掲載する。

道路に関するハード面の整備計画、警察署と消防署の取組、被害者の救済、鉄道及び踏切道の安全確保、災害時の交通安全の確保等、関係団体からの計画も取りまとめ、一体となって区内の交通安全に取り組む。

4 本計画策定のスケジュール

平成28年	3月	国が交通安全基本計画を公表。
	5月	都が交通安全基本計画を公表。
	10月	計画参加機関素案協議
	11月	計画素案作成。庁議での審議。 都市建設委員会報告。
	12月	パブリックコメント募集。(12月10日から26日) 交通安全協議会委員等に中間案報告。 パブリックコメント回答・最終案作成。
平成29年	1月	庁議で最終案・パブリックコメント案審議。 都市建設委員会両案報告。 本計画決定。
	2月～3月	パブリックコメント回答公表 印刷。配布。